一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年7月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支 局内	当該違 反点数
令和2年7月1日	城山タクシー株式会社(法人番号6310001005564) 代表者望月延也	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	道路運送法第27条第 3項	令和2年1月22日、監査実施。7件の違反が認められた。、 (1)乗務等の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条)、(2)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反(運輸規則第40条第3項)	2点	2点	2点	2点
	長崎県佐世保市折橋町13-5	長崎県佐世保市折橋町13-5				2 m	2.77	_	2 m
令和2年7月10日	八幡タクシー株式会社(法人 番号3290801010728) 代表 者藤村美代子	本社営業所	_輸送施設の使用停止 (10日車)	担始建达法第2/宋第	令和2年3月25日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	16点	16点	16点	1点
	福岡県北九州市八幡西区皇 后崎町9-4	福岡県北九州市八幡西区皇 后崎町9-4				10/18	10 ଲ	10 M	1 /m
令和2年7月15日	合資会社西部水巻交通(法人番号9290803001199) 代表者古賀憲男			2百	令和2年6月4日、監査実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0点	0点	0点	0点
	福岡県遠賀郡水巻町頃末南 3-13-11	福岡県遠賀郡水巻町頃末南 3-13-11				ож -	υm.	<i>∪</i> .π.	

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年7月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運 輸局内	運輸支 局内	当該違 反点数
令和2年7月20日	みなとタクシー株式会社(法 人番号5290001037099) 代 表者古野ミワ子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	道路運送法第27条第 3項	令和2年2月13日、監査実施。4件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)事故の記 録事項不備違反(運輸規則第26条の2)、(3)運転者に対す る指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対す する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1 項)	6点	6点		4点
	福岡県宗像市赤間駅前2-3- 6	福岡県宗像市赤間駅前2-3- 6				0 /m	0 /k	6点	
令和2年7月28日	株式会社佐賀タクシー(法人 番号5300001000765) 代表 者牛島英人	本社営業所	_輸送施設の使用停止 (41日車)、文書警告	道路運送法第27条第 3項	令和2年2月5日、監査実施。5件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	5点	5点	5点	5点
	佐賀県佐賀市本庄町大字袋 254	佐賀県佐賀市本庄町大字袋 254				J 派	ᄁᄴ		
令和2年7月28日	株式会社西部交通(法人番号 1290002014968) 代表者古 賀憲男	高須営業所	- 人書言古	理始建达法第2/宋弗 3佰	・令和2年6月24日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	0点	0点	0点))
	福岡県北九州市八幡西区割 子川2-17-32	福岡県北九州市若松区高須 西2-1-96				υ <i>π</i> .	о <i>т</i> к	υ <i>π</i> .	о <i>т</i>

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年7月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)				
						事業者	九州運 輸局内	運輸支 局内	当該違 反点数	
令和2年7月28日	産業タクシー株式会社(法人 番号4290801011378) 代表 者藤野秀之	若松営業所	− 文書警告	2百年之公第27末第	令和2年6月24日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	0点	0点	0点	0点	
	福岡県中間市長津3-21-13	福岡県北九州市若松区南二島2-18-3				<i>∪</i> , π	U.M.	U.M.		
令和2年7月28日	有限会社八洲タクシー(法人 番号9290802015613) 代表 者山路泰弘	本社営業所	· 文書警告	2百	・令和2年6月24日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	0点	0点	0点	0点	
	福岡県北九州市八幡西区上 上津役5-1-14	福岡県北九州市八幡西区上 上津役5-1-14				○ M.	び派	∪		